協働のまちづくり
ハンドブック

府中市総務部総務課

府中市町内会連合会

はじめに

人口減少、少子高齢化に加え、財政悪化や人的資源の不足などから行政だけできめ細やかなサービスを提供することは限界があることが見えてきました。一方、働き方の変化や価値観の多様化といった社会情勢の大きな変化により、人と人とのつながりの希薄化が進行し、町内会などの地域運営組織が持続的に活動を行うことは大変困難な状況になっています。

このような状況においても、安心して暮らせる持続可能な地域社会を構築することは、必要不可欠であることに変わりありません。

そこで「協働のまちづくりハンドブック」をとりまとめ、「協働」という手法や考え方を、広く市民の皆さんにも分かりやすくお届けします。

地域課題に取り組んでおられる方、まだ協働についてご存じでない方にも、この機会に「協働」についての理解を深める一助としてご活用いただければ幸いです。

協働のまちづくりハンドブック

目　次

Ⅰ　協働とは？

１　社会を取り巻く変化

２　協働＝パートナーシップ

Ⅱ　協働にあたって

１　協働の取組事例

２　協働の範囲

３　協働の原則

Ⅲ　協働のススメ～市民協働のまちづくり事業～

１　協働のまちづくり補助事業

２　防犯灯電灯料補助事業

３　町内会ニーズと新たな協働の担い手マッチング事業

４　外国人との共生推進事業

Ⅰ　協働とは？

「協働」とは、様々な組織や団体が、共通の目的を達成するために、対等の立場でお互いの特性を生かし、協力しあうことをいいます。例えば、地域課題の解決のため、市民・団体が行政に「実行力やアイデア」を提供し、行政は市民・団体に「情報や資金や場」を提供するなど、行政と市民・団体がお互い対等な立場で補完・協力しあう「協働によるまちづくり」が進められています。

１　社会を取り巻く変化

近年、人口減少、少子高齢化、財政悪化、人的資源の不足など、社会の課題は複雑化かつ増大している中で、行政だけでは限られた資源でそのすべてに対応することは困難です。一方で、これまで主な協働の担い手とされてきた「町内会」などの地域団体に加え、「企業」などの事業者や「学生」といった新たな協働の担い手の活躍も注目されはじめています。

こうした状況を踏まえて、時代のニーズに応じたまちづくりを行うには、多様な主体がつながり、協力し合って「協働」を進める必要があります。

社会の変　化	・少子高齢化、人口減少 ・働き方の変化や価値観の多様化 ・新たな協働の担い手の活躍 ・コロナ禍を経た新しい生活様式

行政の変　化	・財政悪化 ・人的資源の不足 ・直面する課題の多様化、複雑化 ・デジタル技術の積極的活用

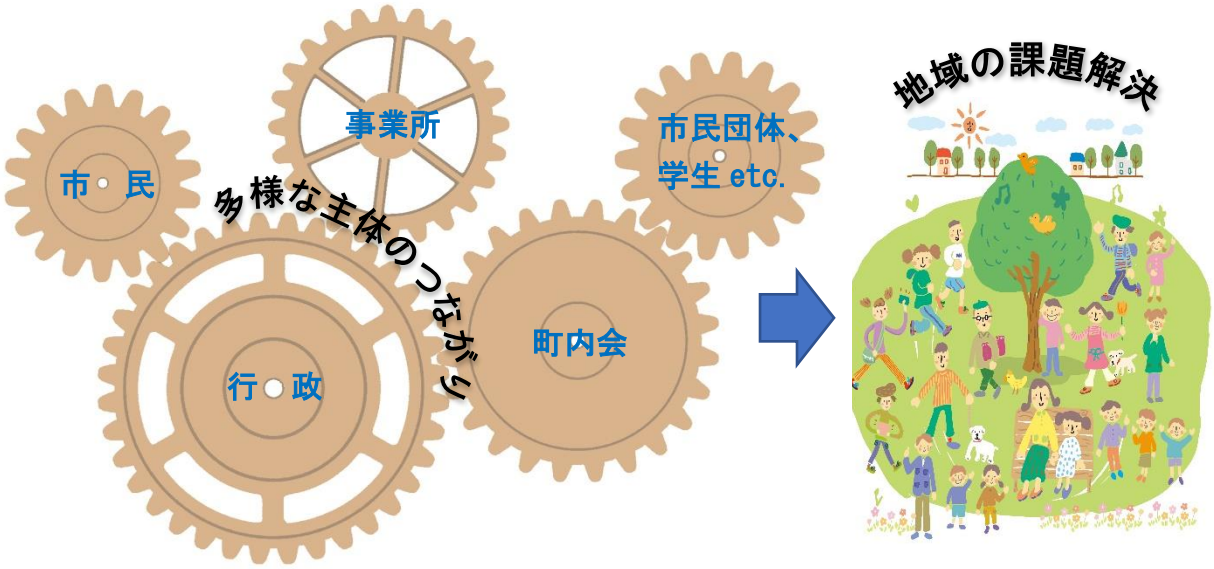

２　協働＝パートナーシップ

「協働」という言葉について、意味がわかりにくい、親しみにくいと感じる場合は、「パートナーシップ」という言葉に置き換えてみましょう。

「協働（パートナーシップ）」は、多様な価値観や文化を持つ人や組織が、お互いに対等な立場で尊重しあい、対話を通じて課題を共有・共感・協調し、それぞれが「できること」、「得意なこと」を生かし、楽しみながらまちづくりに取り組むうえで欠かせない要素です。

Ⅱ　協働にあたって

１　協働の取組事例

「協働」という言葉をより具体的にイメージしていただくために、府中市で身近に行われている協働の取組について見ていきましょう。

取組❶地域～登下校時の地域見守り隊～

子どもの登下校時、地域見守り隊の皆さんが通学路に立って児童生徒の安全を見守ってくださっている見守り活動。保護者やPTAだけでは時間帯の関係で難しいのが実情ですが、地域の皆さんを中心に地域団体や地域によっては事業所も加わり、地域全体で取り組んでいただいている協働の取組です。

取組❷学校～地域清掃活動～

地域見守り隊やコミュニティ・スクールの取組など、日ごろから地域の人にお世話になっている感謝の気持ちを込めて、児童生徒や教職員が取り組む清掃活動。学校周辺だけでなく、各地域に出向いて公園や道路・施設周辺の清掃を行うほか、高校生有志も巻き込んだ地域清掃活動なども取り組まれています。

取組❸企業～CSR 地域貢献活動～

CSR は「企業の社会的責任」という意味です。一般的には、環境活動、清掃ボランティア、寄付活動など、企業としての社会貢献活動で、市内でも多くの企業が取り組まれています。

一例を挙げると、北川鉄工所では会社創立 70 周年の企画として約 10 年前に CSR がスタート。以来、本社地区だけで約 30 班、900 人の社員の皆さんが、各地域の清掃活動を中心に取り組まれています。

２　協働の範囲

全ての事業を「協働」で取り組めばよいとは限りません。事業の運営方法があらかじめ明確な場合は、その事業が次の図のどの領域に位置するのかを確認すると、事業に適した手法を見つけやすくなります。

しかし、地域の実情によっては、この領域どおりの手法が当てはまらない状況も見受けらます。とはいえ、地域で対応できなくなったからといって、市民の領域を全て行政の領域に入れ替えることは、府中市の財政力では不可能です。

府中市には、協働の取組事例でご紹介したように、地域だけでなく学校や企業といった元気なポテンシャルが潜在しています。このような多様な主体に参加していただきながら、互いの信頼関係の中で新たな役割や責任を協議することも必要です。

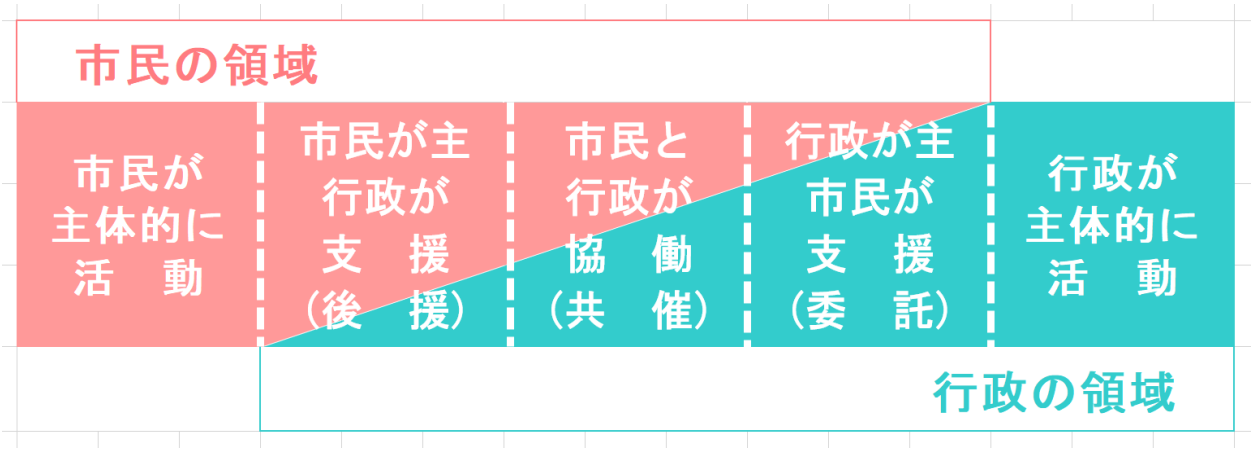

※山岡義典著「時代が動くとき社会変革と NPO の可能性」（ぎょうせい出版）を一部加工。

３　協働の原則

多様な主体と協働でまちづくりを進めるためのルールとして、次の 7 つの原則があります。効果的に協働を進めるためにも、お互いがこの原則を理解し、常に心掛けるようにしましょう。

様々な組織や団体が、対等の立場でお互いの特性を生かし、協力しあうこと。それが「協働」です。

①対等な関係	互いが対等な立場で取り組むこと
②自主性の尊重	互いの自主性や主体性を尊重すること
③相互理解	互いの立場や特性を理解しあい、信頼関係を築くこと
④目的・目標の共有	共通の目的や目標を持つこと
⑤役割と責任の明確化	互いの役割と責任を明確にしておくこと
⑥情報の公開	活動内容や結果を広く公開し、透明性を確保すること
⑦相互評価	やりっぱなしではなく、客観的に見直し、次に生かすこと

Ⅲ　協働のススメ～市民協働のまちづくり事業～

行政と市民、町内会、企業など様々な組織や団体が、お互いの役割分担を定めパートナーシップのもとで協働して地域課題の解決やまちの活性化につなげるため、令和 6 年度から主体的な市民活動に対する補助制度や支援体制を構築し、市民協働のまちづくりを推進します。

１　協働のまちづくり補助事業

地域課題の解決やまちの活性化につながるチャレンジングな活動等に対し、１団体当たり５０万円（補助対象経費総額の４／５以内の額）を上限に市が活動経費の一部を補助するほか、民間助成制度の助成申請支援などを行います。

例）活動に必要な施設改修に係る費用
　　活動に必要な機械等の購入に係る費用
　　まちづくりに関するイベント開催に係る費用　など

２　防犯灯電灯料補助事業

町内会設置の防犯灯電灯料の１/４の額を補助し、浮いた経費を新たな防犯灯設置に向けることで、官民協働で明るい府中市づくりを推進します。

３　町内会ニーズと新たな協働の担い手マッチング事業

地域のニーズと企業のCSR活動などをマッチングし、パートナーシップのもとで協働して地域の美化・環境保全に取り組む仕組みを構築します。

４　外国人との共生推進事業

人口の２%近い外国人市民が、毎月１回（第２土曜日 13 時から 16 時 30 分）集まれる場を生涯学習センターに確保し、日本語教室や困りごとを話せる場、地域住民との交流の場とし、安心して地域での生活が送れる状況を整えます。

問い合わせ先　府中市総務課地域活力創生係

〒726-8601　府中市府川町 315 番地　TEL(0847)44-9108　FAX(0847)46-3450
E-Mail soumu@city.fuchu.hiroshima.jp

令和６年４月発行
府中市総務部総務課
府中市町内会連合会

〒726-8601　府中市府川町 315 番地
TEL(0847)44-9108　FAX(0847)46-3450
E-Mail soumu@city.fuchu.hiroshima.jp

令和６年度　府中市

協働のまちづくり活動補助事業

１団体 50 万円まで

協働のまちづくり活動補助事業とは?

町内会などの住民自治組織が、地域コミュニティ団体などの協働団体と連携して行う地域課題の解決やまちの活性化につながる自主的・主体的な市民活動に対し、経費の一部を補助します。

※詳しくは、令和６年度府中市協働のまちづくり活動募集要項をご確認ください。

対象事業

〇協働のまちづくりの醸成に資する事業

募集期間

～6 月 28 日(金)

応募・問い合わせ先

府中市総務課地域活力創生係

〒726-8601　府中市府川町 315 番地　TEL(0847)44-9108　FAX(0847)46-3450

E-Mail soumu@city.fuchu.hiroshima.jp

令和６年度府中市協働のまちづくり活動募集要項

１　補助金制度の概要

町内会などの住民自治組織が、地域コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO などの協働団体と連携して行う地域課題の解決やまちの活性化につながる自主的・主体的な市民活動に対し、市が事業にかかる経費の一部を補助することにより市民協働のまちづくりを推進し、地域の持続的な発展を目指すものです。

なお、社会情勢の変化に対応し活動をより一層推進しやすくするため、補助金の交付対象事業や補助金額の算定基準等必要な事項については、定期的に見直すこととします。

２　対象事業

○　協働のまちづくりの醸成に資する事業

地域課題の解決やまちの活性化につながるチャレンジングな活動等に必要な費用の一部を補助します。

例）活動に必要な施設改修に係る費用
　　活動に必要な機械等の購入に係る費用
　　まちづくりに関するイベント開催に係る費用　など

３　補助金の額

１団体当たり５０万円を上限とし、補助対象経費総額の４／５以内の額とします。

４　対象とならない事業・経費

⑴　府中市又は府中市以外の他の補助・支援制度による補助金等の交付を受ける事業
⑵　備品等の購入のみを目的とする事業
⑶　他の事業関係者への報酬や食糧費（弁当、お茶代等を除く）
⑷　領収書等により確認することができない経費
⑸　政治的又は宗教的活動を目的とする事業
⑹　特定の個人又は団体の営利を目的とした事業
⑺　その他、市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

５　応募期限及び提出先等

⑴　提出書類様式

・補助金交付申請書（別記様式第１号）
・その他市長が必要と認める書類

※提出書類様式は、府中市役所総務課、上下支所地域づくり係で配布しています。府中市ホームページからもダウンロードできます。

なお、提出書類作成など応募に関するご相談は、府中市総務課地域活力創生係で対応いたします。また、府中市協働のまちづくり補助事業に該当しない場合でも、民間助成制度の紹介や助成申請支援などを行います。

⑵　応募期限

令和６年６月２８日(金)１７時１５分まで

※郵送の場合、上記の期限までの必着とします。

⑶　提出方法・提出先

提出書類を郵送または持参により、府中市総務課地域活力創生係まで提出してください。

６　審査・選考

⑴　審査会

補助金の交付を受けようとする町内会等は、市長が実施する審査会に出席していただき、事業内容について説明をしていただきます。ただし、市長が審査会を実施する必要がないと認めるときは、この限りではありません。

⑵　審査基準

審査基準は、次のとおりです。

・協働性（協働推進に資する内容で、課題解決の担い手づくりに寄与できるか）
・必要性（地域のニーズに沿い、課題解決につながるか）
・公益性（地域に広く利益をもたらすか）
・実現性（事業計画に無理がないか）
・自立性（将来の自立的な活動が期待できるか）
・独創性（地域の特性を生かした創意、独自性があるか）

７　交付の決定から事業実施、実績報告までの流れ

⑴　補助金交付の決定

審査会の選考結果をもとに市長が補助金の交付を決定し、申請者に通知します。

⑵　事業計画の中止・変更

やむを得ず事業を中止又は活動計画を変更する場合などは計画変更承認申請書（別記様式第４号）を提出し、計画変更の手続きが必要となりますので、事前に総務課にご相談ください。

⑶　実績報告と額の確定

事業完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第６号）を提出してください。実績報告書の内容を審査し、その内容が適切かなどを確認し、補助金の額を確定します。

⑷　補助金の交付

補助金は、事業完了後に交付する確定払いを原則としています。補助金額確定後に、交付請求書（別記様式第８号）を提出してください。ただし、市長が必要と認めるときは事業の完了前に交付する概算払いも可能ですので、概算払等請求書（別記様式第９号）を提出してください。なお、概算払いを受けたときは、事業完了後に実績報告書と一緒に精算報告書（別記様式第１０号）を提出してください。

別記様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

府中市協働のまちづくり活動補助金交付申請書

府中市長　様

住　　所
団体名称
代表者氏名

令和６年度府中市協働のまちづくり活動補助事業について、補助金の交付を受けたいので、府中市補助金交付規則第４条の規定により次のとおり書類を添付して申請します。

１　交付申請額(A)=(B)×4／5　　円　（限度:50 万円）

２　補助対象経費(B)　　円

３　事業の目的

４　添付書類
事業計画及び収支予算書（裏面）

事業計画及び収支予算書

事 業 概 要		
事業費総額	円	
財　源　内　訳		
項　　目	金　　額	自己負担額
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
合　　計	円	円
備　　考		

別記様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

府中市協働のまちづくり活動補助事業計画変更等承認申請書

府中市長　様

申請者　　住　　所
団体名称
代表者氏名

年　　月　　日付け指令府　第　　号により補助金等の交付決定を受けた令和６年度府中市協働のまちづくり活動補助事業を（変更・中止・廃止）したいので、府中市補助金交付規則第７条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　変更等の理由

２　変更に係る補助金等の額

交付決定額	増減額	変更後交付申請額
円	円	円

３　添付書類

別記様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

府中市協働のまちづくり活動補助事業実績報告書

府中市長　様

申請者　　住　　所
団体名称
代表者氏名

年　　月　　日付け指令府　第　　号により補助金等の交付の決定を受けた令和６年度府中市協働のまちづくり活動補助事業の実績を次のとおり報告します。

１　交付決定額　　円

２　事業実施期間

着手年月日　　年　　月　　日

完了年月日　　年　　月　　日

３　添付書類
事業報告及び収支決算書（裏面）

事業報告及び収支決算書

事 業 報 告		
事業費総額	円	
財　源　内　訳		
項　　目	金　　額	自己負担額
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
合　　計	円	円
備　　考		

別記様式第８号（第１１条関係）

年　　月　　日

府中市協働のまちづくり活動補助金等交付請求書

府中市長　様

申請者　　住　　所
団体名称
代表者氏名

年　　月　　日付け指令府　第　　号で額の確定の通知があった令和６年度府中市協働のまちづくり活動補助事業の補助金等について、府中市補助金交付規則第１１条の規定により、次のとおり請求します。

１　補助金等請求額　　円

２　振込先

金融機関名	銀　　行　　本店 信用金庫　　支店 信用組合　　支所 農　　協
預金種目	１　普通　　２　当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

別記様式第９号（第１３条関係）

年　　月　　日

府中市協働のまちづくり活動補助金概算払等請求書

府中市長　様

申請者　　住　　所
団体名称
代表者氏名

年　　月　　日付け指令府　第　　号で額の決定の通知があった令和６年度府中市協働のまちづくり活動補助事業の補助金等について、府中市補助金交付規則第１３条の規定により、次のとおり請求します。

１　補助金等請求額　　円

交付決定額（A)	
概算（前金）払受領済額（B)	
今回請求額（C)	
未交付額（A)－（B)－（C)	

２　概算払等を必要とする理由

３　振込先

金融機関名	銀　　行　　本店 信用金庫　　支店 信用組合　　支所 農　　協
預金種目	１　普通　　２　当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

別記様式第１０号（第１３条関係）

年　　月　　日

府中市協働のまちづくり活動補助金精算報告書

府中市長　様

申請者　　住　　所
団体名称
代表者氏名

年　　月　　日付け指令府　第　　号により交付の決定を受けた補助金等を次のとおり精算します。

概算払・前金払額　　円

実　　績　　額　　円

精　　算　　額　　円

令和６年度　府中市
防犯灯電灯料補助事業

令和６年度府中市防犯灯電灯料補助事業実施要項

１　補助事業制度の概要

町内会などの住民自治組織が設置し、維持管理する防犯灯の電気料金の一部を補助することにより、エネルギー等物価高騰の影響による町内会の負担軽減を図るとともに、公助と共助の負担あり方を一部見直し、町内会加入者のみが負担し、未加入者は負担しないという負担感の緩和を図ります。

また、電灯料の補助によって軽減された経費の一部を、新たな防犯灯の設置に活用していただくことにより、街灯や防犯灯が少なく府中市の夜は暗いと評されるイメージの払拭に官民協働で努めるものです。

なお、社会情勢の変化に対応し、より一層効果のある制度とするため、補助金額の算定基準等必要な事項については、定期的に見直すこととします。

２．補助対象となる防犯灯

町内会などの住民自治組織が設置・維持管理し、電気料金を支払っている防犯灯（第１号防犯灯）が対象です。

ただし、班や組単位、その他団体で防犯灯を設置・維持管理しているなど、町内会が関与していない防犯灯（第２号防犯灯）については、一般公衆の利便に供されていることを、町内会長さんを通して申告・申請していただくことで、補助対象とします。

３．補助金の額

町内会設置の防犯灯の電灯料の１／４の額を補助します。ただし、予算の関係上１／４の額とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、防犯灯電灯料補助事業の創設に伴い、防犯灯設置費補助（１万円／灯）の枠を２０灯から３５灯に増やしますので、この制度も積極的に活用してください。

４．申請方法など

【一括前払の場合】

⑴　申請方法：一括前払分の電気料金領収書と内訳書のコピーを、１０月末までに提出してください。

⑵　提出先：総務課又は上下支所地域づくり係

⑶　支払い時期：１月下旬ごろ

⑷　補助率：一括前払分の電気料金×２５％（１００円未満は切り捨て）

【各月払の場合】

⑴　申請方法：９月分の電気料金領収書と内訳書のコピーを、１０月末までに提出してください。

※「８月分」の電気料金を９月に支払う場合があります。提出される際、「９月分」の領収書になっているかどうかご確認ください。

⑵　提出先：総務課又は上下支所地域づくり係

⑶　支払い時期：１月下旬ごろ

⑷　補助率：<u>９月分の電気料金×１２か月</u>×２５％（１００円未満は切り捨て）

（推定の年間電気料）

なお、班や組単位で防犯灯を設置・維持管理している第２号防犯灯も、上記に準じて申請してください。

問い合わせ先
府中市総務課地域活力創生係
〒726-8601　府中市府川町 315 番地　TEL(0847)44-9108　FAX(0847)46-3450
E-Mail soumu@city.fuchu.hiroshima.jp

別記様式（第６条関係）

年　　月　　日

府中市防犯灯電灯料補助金交付申請書

府中市長　様

住　　所
団体名称
代表者氏名

令和６年度府中市防犯灯電灯料補助事業について、補助金の交付を受けたいので、府中市防犯灯電灯料補助金交付要綱第６条の規定により次のとおり書類を添付して申請します。

１　交付申請額(A)=(B)×1／4　＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　補助対象経費(B)=(C)+(D)　＿＿＿＿＿＿＿＿円
一括払分(C)　＿＿＿＿＿＿＿＿円
各月払分　９月分×１２(D)　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※班や組単位、その他団体で防犯灯を設置・維持管理しているなど、町内会が関与していない防犯灯(第２号防犯灯)については、一般公衆の利便に供されている防犯灯に相違ありません。

３　添付書類
・一括前払の場合…一括前払分の電気料金領収書と内訳書のコピー
・各月払の場合……９月分の電気料金領収書と内訳書のコピー

令和６年度　府中市町内会ニーズと
新たな協働の担い手マッチング事業

新たな協働の担い手とは?

　これまで主な協働の担い手とされてきた「町内会」だけでは賄いきれなくなった地域の課題（ニーズ）に対し、環境活動、清掃ボランティア、寄付活動など CSR 活動(社会貢献活動)を行う「企業」やボランティア活動などを行う「学生」が新たな協働の担い手として注目されはじめています。

協働して地域美化などに取り組む仕組みを構築します

　「町内会」だけでは賄いきれなくなった地域の清掃活動などを、全て新たな協働の担い手である「企業」や「学生」などに担ってもらおうという仕組みではありません。

　市民・地域と企業、学生や行政がお互いの役割分担を定め、パートナーシップのもとで協働して地域の美化・環境保全などに取り組む仕組みを構築するものです。

※詳しくは、令和６年度府中市町内会ニーズと新たな協働の担い手マッチング事業実施要項をご確認ください。

問い合わせ先
府中市総務課地域活力創生係
〒726-8601　府中市府川町 315 番地　TEL(0847)44-9108　FAX(0847)46-3450
E-Mail soumu@city.fuchu.hiroshima.jp

令和６年度府中市町内会ニーズと新たな協働の担い手マッチング事業実施要項

１　マッチング事業の概要

地域の美化・環境保全活動などのニーズに対し、環境活動、清掃ボランティア、寄付活動など企業としての CSR(社会貢献)活動や、学生のボランティア活動など新たな協働の担い手をマッチングし、市民・地域と企業、学生や行政など多様な主体がつながり、お互いの役割分担を定め、協働して取り組む仕組みを構築します。

なお、社会情勢の変化に対応し、この制度をより一層推進しやすくするために必要な事項については、定期的に見直すこととします。

２　マッチング事業の形態(例)

⑴　地域の美化・環境保全ニーズを企業の CSR 活動が支援

これまで共助として担ってきた地域の美化・環境保全活動のうち、少子化・高齢化などにより継続実施が困難となっている活動の一部について、企業の CSR 活動とマッチングすることで持続可能な地域社会を構築します。

ただし、お互いが対等な立場で補完・協力し合う「協働」が原則であり、互いの役割と責任を明確にし、活動を丸投げしないことが大前提です。例えば、作業が終わったら地域と企業の皆さんで昼食交流会を企画するのも一つの方法です。活動に参加できない高齢の方でも、昼食交流会に手づくり料理を一品持って参加することなどもできそうです。

> 【コラム】玄関先を除雪の休憩所として提供　～群馬県上野村～
>
> 一度に数十 cm の雪が降る上野村では、村を挙げて除雪作業に当たるものの、高齢で参加が困難な村民や作業できないことに引け目を感じ、自宅の除雪支援を受けることに抵抗を感じる方もいます。そこでは、除雪支援が必要だが作業に参加できない世帯は、作業する村民の休憩所として玄関先を提供することで、両者が支え手となる関係性を構築しています。休憩所は、コロナ禍で途絶えていた村民の交流の場にもなっています。

⑵　地域イベントなどを企業が資金提供や得意分野でサポート

町内会の主催する地域イベントや祭りに企業がスポンサーとして参加し資金・物資提供などを行うほか、企業が町内会と連携して地域の防犯啓発活動や交通安全キャンペーンを実施し、啓発資料の提供などを行うことなども考えられます。

このほか、町内会が管理する施設の維持・整備活動に企業が協力し、整備資金や必要な資材の提供を行ったり、企業が町内会と連携して高齢者向けの健康講座や講演会を企画し、専門職を派遣して生活支援活動を行ったりするなど、企業の得意分野に応じた支援を受けることもできそうです。

⑶　学校のクリーン作戦と環境美化教育優良校表彰

市内の小・中学校や義務教育学校では、コミュニティスクールの取組として地域のクリーン作戦を実施しており、地域と一緒に実施する方策を模索しているほか、市内の高等学校でも地域との連携やボランティア活動への参加を模索しています。

これまで共助として担ってきた地域の美化・環境保全活動のうち、継続実施が困難となっている活動の一部について、学校の地域クリーン作戦とマッチングすることで持続可能な地域社会構築の一助とします。

ただし、この場合も企業の CSR 活動と同じように互いの役割と責任を明確にし、活動を丸投げしないことが大前提です。

⑷　アダプト制度の活用

アダプトとは、養子にするという意味で、市民・団体・企業の皆さんに道路や河川などの公共スペースを養子に見立てて愛情をもって面倒をみていただき、奨励金の交付、団体名・企業名を記した表示板(アダプトサイン)の設置などで支援する仕組みです。

県管理の国道・県道は、広島県の「マイロードシステム」を、県・国管理の河川は、広島県や国土交通省の「ラブリバー制度」を活用します。

３人以上で構成している認定団体に認定され、年３回以上活動し、出納簿等を備え付けるなどの条件を満たす必要がありますが、活動参加人数や草刈延長・回数・面積に応じた奨励金の交付を受けられます。

３　行政の役割　～情報提供・保険負担など～

⑴　企業に対して

活動実績のあった企業の CSR 活動については、マッチング・マップを作成し、市のホームページや SNS などを活用して積極的に情報を発信します。

⑵　小・中学校や義務教育学校、高等学校に対して

飲料メーカー６団体で構成される公益社団法人「食品容器環境美化協会」では、小・中学校の環境美化教育の支援を行い散乱防止・リサイクルの実践教育で優秀な成果をあげている全国の小・中学校を表彰しています。市を挙げた取り組みを推進し、顕著な活動校を環境美化教育優良校へ推薦します。

また、ボランティア活動に従事した高校生等に対しては、ボランティア証明書を発行します。

⑶　地域・市民・企業に対して

活動中の万が一の事故などに備えて、市の保険料負担で傷害・賠償責任保険に加入します（既存の市民活動総合補償制度で補償が可能です）。

また、企業のCSR活動については、万が一の事故や災害が発生した場合には、府中市公共活動従事者災害補償条例に基づいて補償を行います。

４　地域ニーズの収集と担い手の募集・マッチング

⑴　地域ニーズの収集

地域の美化・環境保全活動や支援の必要なイベントなどの地域ニーズを町内会が収集し、「府中市町内会ニーズと新たな協働の担い手マッチング事業申請書（別記様式第１号）」に場所がわかる地図や業務量がわかる写真などの資料を添えて、町内会長から府中市役所総務課、上下支所地域づくり係へ申請してください。ただし、美化・環境保全活動の場合、草刈り機やチェーンソーを使用するなど危険を伴う活動などは

原則としてお受けしません。

年度当初に想定されるニーズをまとめて申請されても、その都度申請されても結構ですが、マッチングをするために遅くても活動の１か月前までに申請してください。なお、マッチングができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

⑵　新たな協働の担い手の募集とマッチング

清掃ボランティアや資金・物資提供、専門職の派遣など新たな協働の担い手として活動に協力いただける企業・団体や学校等は、「新たな協働の担い手申告書（別記様式第２号）」を府中市役所総務課、上下支所地域づくり係へご提出ください。地域から申請のあった地域ニーズとマッチングに向けた調整をさせていただきます。また、市役所から企業・団体や学校等に対してお願いさせていただく場合もあります。

マッチングが整った場合、マッチング結果を町内会と企業・団体・学校等の双方に通知します。通知が届いたら、町内会が中心となって企業・団体・学校等と活動計画の策定（活動の調整）をしていただき、協働して事業を実施してください。活動終了後の報告も忘れずにお願いします。

５　活動開始までの流れ

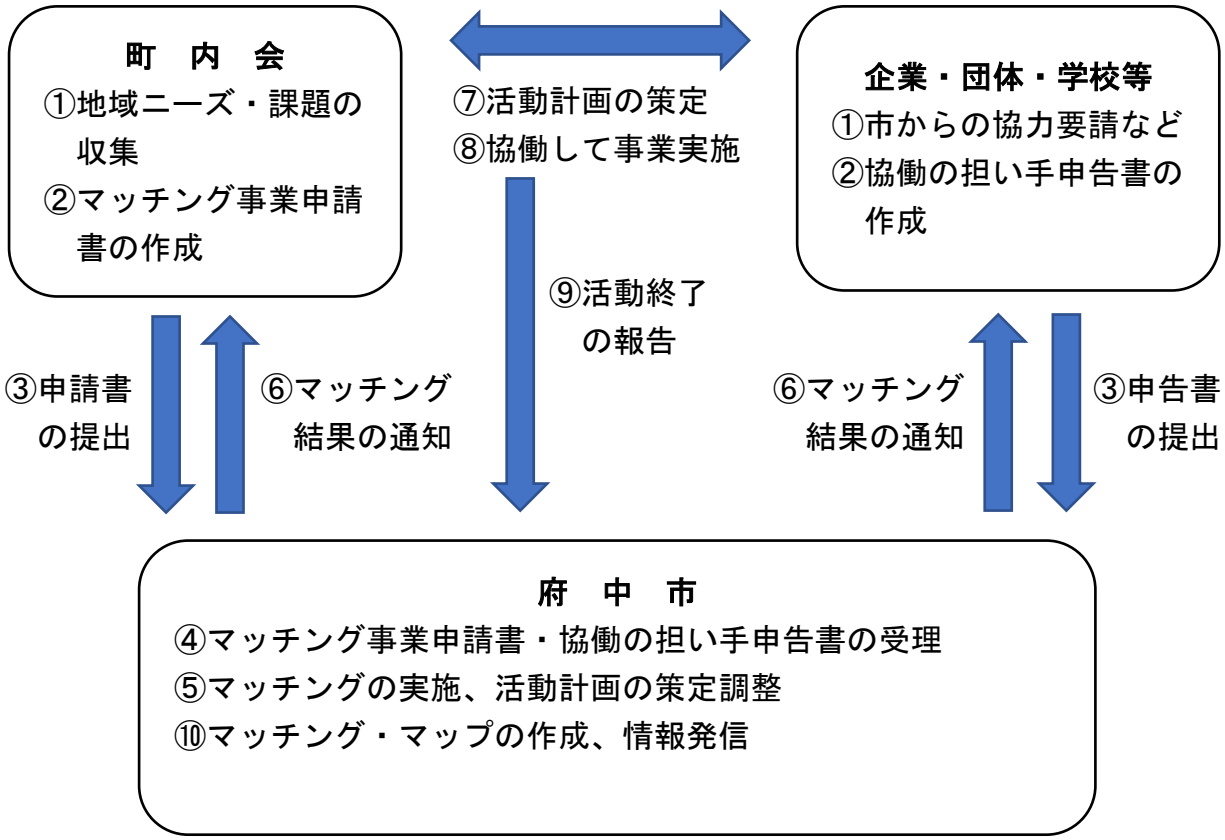

別記様式第１号

年　　月　　日

府中市町内会ニーズと新たな協働の担い手マッチング事業申請書

府中市長　様

住　　所
町内会名
代表者氏名
連　絡　先

地域の美化・環境保全活動や支援の必要なイベントなどのニーズについて、新たな協働の担い手とのマッチングを受けたいので、次のとおり関係書類を添付して申請します。

項　目	内　容
活動・イベント名（種別）	
活動場所	
マッチングを希望する活動・支援の内容	
実施時期	
概ねの業務量の目安（**美化・環境保全活動などの場合**、面積・延長距離・従事者数など）	
協働の仕組み（町内会の役割と責任。昼食交流会など）	

添付書類
　場所がわかる地図及び業務量がわかる写真など

別記様式第２号

年　　月　　日

新たな協働の担い手申告書

府中市長　様

住　　所
団　体　名
代表者氏名
連　絡　先

地域の美化・環境保全活動やイベントなどについて、新たな協働の担い手として支援が可能ですので、次のとおり申告します。

項　目	内　容
支援の可能な活動・イベント名（種別）	
活動・支援の内容	
支援可能時期や支援の際の条件など	
協働の仕組み（町内会に求める役割など）	
マッチング・マップに掲載するロゴなどの条件	

令和６年度　外国人との共生推進事業

たちまちふちゅう　～多言語版「わかりやすいゴミの分類・出し方表」を作ろう!～　R6.4.13

あなたの身近なところにも　～市内に約７００人の外国人市民～

　ベトナム、フィリピン、インドネシアなど人口の２%近い約７００人の外国人が暮らしている府中市で、地域とつながり安心して暮らせる地域にしようと「たちまちふちゅう」という団体が立ち上がりました。たちまちふちゅうには、国籍や年齢、性別などに関係なく、たちまち(とりあえず)楽しい府中をつくろうという思いが込められています。

毎月第２土曜日 13 時～　生涯学習センターに集合!

　たちまちふちゅうは、毎月第 2 土曜日 13 時から府中駅から徒歩 1 分の府中市生涯学習センターに外国人が集まって困りごとを相談したり、地域の人と交流できる場を設けています。毎回、楽しいイベントや子どもたちとの交流メニューも準備しています。まずは身近に暮らしている外国人の皆さんと交流してみませんか。

問い合わせ先
府中市総務課地域活力創生係
〒726-8601　府中市府川町 315 番地　TEL(0847)44-9108　FAX(0847)46-3450
E-Mail soumu@city.fuchu.hiroshima.jp

@TACHIMACHIFUCHUU

たちまちふちゅう ～世界の人と交流しよう～
3月は…インドネシア DAY!
とき 3月2日(土) 13:30～16:30
ところ 府中市生涯学習センター (TAMスクエア 府中町27-1)
府中市には現在、700人を超える外国人住民の皆さんが生活しています。「たちまちふちゅう」は、国籍や年齢、性別などに関係なく、たちまちにひめえず楽しい府中をつくろうという団体です。昨年12月のベトナムDAYに引き続き、3月はインドネシアDAYを開催します。インドネシアの雑貨や料理を楽しみながら、インドネシアの人たちと交流しよう。
【プログラム】
13:30～ 開会挨拶
13:40～ インドネシア現地情報をおくみ空で語ろう!
インドネシア語とお国で使いゆうっ
インドネシアのおもちゃで遊ぼう!
15:00～ インドネシアの晩餐をば「ミーゴレン」を食べよう!
インドネシア語おしゃることお本のばんごい食べ比べよう!
参加料! 食事(ミーゴレン・インドネシア風おしゃることせんごいは、1食100円、各30食限定)
問い合わせ先 「たちまちふちゅう」実行委員会・事務局(☎047-41-2402 府中国際交流協会)

たちまちふちゅう ～多言語版「わかりやすい ゴミの分類・出し方表」を作ろう!～
とき 4月13日(土) 13:00～16:00
ところ 府中市生涯学習センター (TAMスクエア 府中町27-1)
参加無料!
4月から府中市では、ゴミの出し方が変わります。皆さんと一緒に外国人住民の方もはりやすい「多言語版・ゴミの出し方表」を作りましょう!
終了後には、府中市こどもの国ボムボムまでハイキングします。
※学生の皆さんのボランティア社会勉強、ボランティア証明書も発行します。
【プログラム】
13:00～ クイズ「ごみごみ、何ごみ?」
13:20～ 国別のごみの出し方表を、他国の皆さんと一緒につくろう!
14:30～ 府中市こどもの国ボムボムまでのお散歩ウォーキング
16:00～ 解散 (府中市こどもの国ボムボムで解散です)
家庭ごみの分別区分
府中市には現在、700人を超える外国人住民の皆さんが生活しています。「たちまちふちゅう」は、国籍や年齢、性別などに関係なく、たちまちとりあえず楽しい府中をつくろうという団体です。
問い合わせ先 「たちまちふちゅう」実行委員会・事務局(☎047-41-2402 府中国際交流協会)